

## 地区社会福祉協議会活動総合支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会は、誰もが住みなれた地域で安心して生きがいを持って生活できる福祉のまちづくりをすすめるため、地区社会福祉協議会が行う事業に対して総合的に支援を行うものとする。

### (事業主体)

第2条 この事業の事業主体は、鳥取市社会福祉協議会（以下、市社協という。）とする。

### (実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、地区社会福祉協議会等（以下、地区社協という。）とする。

### (助成対象)

第4条 地区社会福祉協議会活動総合支援事業（以下、本事業）の助成対象は、地区社協が行う事業を対象とする。

### (対象事業)

第5条 助成金交付の対象となる事業は次のとおりとする。

- (1) 別表に定める事業
- (2) その他、特に市社協会長が認める事業

### (対象期間)

第6条 助成金交付の対象となる期間は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

### (助成金額)

第7条 市社協会長は、予算の範囲内で助成金を交付する。ただし、事業単位の助成額は別表に定めるものとする。

### (助成金交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする地区社協は、助成金申請書（様式第1号）により、市社協会長に申請する。

### (実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた地区社協は、事業完了後速やかに、助成金請求書（様式第2号）及び実施報告書により、市社協会長に実績を報告しなければならない。

### (助成金精算)

第10条 本事業の完了に伴い、すでに交付した助成金を清算し、余剰金が生じた場合には、市社協会長は返還を求めることができるものとする。

(補足)

第11条 この要項に定めるもののほか必要な事項は市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(別表)

地区社会福祉協議会活動総合支援事業 助成対象事業及び限度額

区分	対象事業内容	助成金	
		限度額	備考
組織強化事業	〔地区社協役員交流研修〕 内容：地区社協役員相互の交流研修	◇1 地区実施 30,000 円以内	事業経費 ×1/2 (1 回限り)
		◇2 地区合同実施 1 地区 15,000 円以内	
◇3 地区合同実施 1 地区 12,000 円以内			
◇4 地区以上合同実施 1 地区 10,000 円以内			
	〔小地域福祉活動計画策定〕 内容：小地域福祉活動計画の検討と策定	30,000 円以内	事業経費×10/10
広報啓発事業	〔地域福祉研修会〕 内容：愛の訪問協力員やとなり組福祉員等を対象とした研修会	20,000 円以内 (1 回あたり)	200 円/人 (1 地区 3 回迄)
	〔福祉講演会〕 内容：福祉に関連したテーマの講演会	30,000 円以内 (1 回あたり)	300 円/人 (1 地区 3 回迄)
	〔地域福祉座談会〕 内容：地域住民を対象とした座談会	15,000 円以内 (1 回あたり)	200 円/人 (1 地区 3 回迄)
地域実践事業	〔障がい者福祉推進事業〕 内容：地域ぐるみ（地区社協・地区身障協会・障がい者福祉施設等の共催）で行う地域住民と障がい者等との交流事業	20,000 円以内 (1 回限り)	500 円/人
	〔地域ボランティア活動〕 地域ボランティア育成事業 ボランティアスクール（小中学生）等	15,000 円以内 (1 回あたり)	200 円/人 (1 地区 3 回迄)
	〔地域福祉活動学習事業〕 地区社協事業の体験活動・福祉学習	20,000 円以内 (1 回限り)	200 円/人
	〔その他の実践活動の取り組み〕 ・福祉マップ作成の取り組み ・世代間交流事業（地域伝承活動）等 ・地域での交流事業等 ・上記に該当しない地域での福祉活動	20,000 円以内 (1 回あたり)	200 円/人 (1 地区 3 回迄)
先駆的提案事業	上記以外で先駆的・提案的な事業で、鳥取市社会福祉協議会会長が認めた事業 〔各総合福祉センター地域福祉係と企画・立案段階から協働作業で連携を図ることを必須とする〕	100,000 円以内	事業経費×10/10